

たいと思いますので、よろしく御協力のほどをお願いしたいわけでございます。

ただ先ほど原先生の御質問でも少々触れましたが、五五年度は政府予算も本年度対比伸び率が一割以下ですが、一〇％以下であるということでございます。こういうふうな構想のようでございます。したがって当然、防衛施設方に対する予算も減るわけでございますけれども、減るというよりも、伸び率が少ないわけでございます。五五年度にまいりますと、防衛施設方の事業予算のうち、大体二三％が防音の費用になっております。結局、民家防音を予定いたしますと、ほかの事業が減るということとで、そこに非常に痛いところがあるわけでございますが、防音は一番被害を受けているところでございまして、私どもといたしましては、非常に強い運動を続けていくというつもりでございます。

二番目といたしまして、特定防衛施設周辺整備交付金等、基地交でございますが、元来、この法律ができました元は、調整交付金の方はごく最近設けられたものでございまして、いろいろの項目がございまして、配分について、配分を割り出しまする多くの条件があるわけですが、そのうちで一番主たる条件が市町村が出しております基地の面積割合、要するに、よけい面積を出してある。しかも福生のように小さい面積から

よけい出してあると、それはそれについてよけい寄こすということでございます。多くはその配分の一番の主力がそのようなこととございまして、また御承知のように、基地交と申しますやうは、基地の土地を含む固定資産分でございます。したがって、もちろんこれは一番被害の大きいところへ投資するのにあたりますのでございまして、けれども、市全体にこれをまんべんなく有効に使用するというのもうなづけるわけでございます。また、防衛施設方の事業予算は、非常に使用目的が限られておりまして、何はよろしいけれども、何はいけないというものが非常に多いのでございまして、そこで市といたしましては、どうしても法律に該当しないものを九条―九条と申しますのは、特定防衛周辺整備の交付金でございますが、略して九条と申しますが、九条は防衛施設方の中でできないものを、法律的にできないものをやる方に振り向けた方が得であるというところで、福東地区のようなどは何とか予算の獲得ができるということとございまして、該当しないものに投資した方が懸命であるというふうな解釈をしているところでございまして、

しかしながら、福東地区におきましては、私どもといたしますと、ここ何年かは福生の地域におきましては、一番投資しているところでございまして、現地の方はまだまだと

お思いと思いますけれども、私もといたしますと一番投資しているつもりでおるわけ
でございます。また今後も続けるつもりであります。ですから、使用目的の非常
に限定されております。防衛施設交付金は使わなくても、他の予算をもって、そ
ちらを賄うというような考え方でございます。非常に説明がへたでございますので、
後ほどまた担当の方からいたします。結果的には、一生懸命私もやらせていただ
きたいと思う次第でございます。

それから開発指導要綱でございますが、現在まで百件ばかり該当しております。
この指導要綱に従いまして指導したわけでございますけれども、大体的には達したわ
けでございますが、一部におきまして、先ほど仲村先生がおっしゃられたような事柄が
ございまして、申しわけなく、また遺憾に思っているところでございます。市といたしま
しても、責任を痛感し、業者との中に入って懸命に努力いたすつもりでございます。
また、しなければならぬというふうに存じているところでございます。今後の指導要
綱の取り扱いにつきましても、先ほどのお説のとおり武蔵野市の訴訟事件がござい
ますが、訴訟事件は東京都の市長会ともどもバックアップいたしまして、応援いたし
まして、私も今後その様子を見ながら、有効にこの指導要綱を利用してまいら

つもりでございますので、よろしく御指導のほどお願いいたします。

さつき園につきましては、実は改めて福東地区にお願いにいきたいと思っていたや
すきでございます。少々先を越されたことですが、今年全部ごみか埋め切れまして、
公園にすべく前の市議会の先生方をお願いをいたしまして、予算を計上し、先生
方の暖かい御意思をいただきまして、御交渉をいただきまして、議決をいただきまして、
公園造成する予算は全部ではございませんが、つけてございます。予算はあるのでござ
います。

また改めて担当の方から会長さんの方へお願いしてまいりたいと思っておりますが、この際
ですから仲村先生に申し上げ、お願いしたいと思うのですが、実はまださつき園が一年
くらい使えると、非常に貴重な所でございます。いままで大変に御迷惑をかけてお
りまして、これ以上御迷惑をかけることは忍びないようなことでございますが、ものすごく
貴重な場所でございますので、何とか埋め切るまで、あと一年ばかり使わせていただけ
ないだろうかということでございます。ただし、現在のごみ穴の隣にごみ穴の三倍近い土
地——現在のごみ穴は九百坪未満でございますけれども、隣に三千坪の土地をお借
りいたしました。ちょうど隣でございます。もしお許しをいただけますならば、議

会へ御了解をいただきまして、現在さつき園に予定をしております予算を、議会の御了承をいただけるならば、現在のさつき園の隣り土地に公園の工事をいたしたいと、このように考えているところでございます。

きょう申し上げては大変失礼なことで、私も礼儀をわきまえてございますので、せつみくの機会でございます。失礼ながら、お願い申し上げる次第でございます。現在の予算を、議会の御了承をいただけるならば、現在の穴の隣に穴の三倍の土地の公園を造成したいということでございます。

次に、殿ヶ谷分水でございますけれども、これにつきましては、殿ヶ谷の水利組合にお願いをしております。東京都の方にも水面の利用許可をお願いしているところでございまして、これについても、議会から設計費の御了解をちょうだいしてございますので、まだ施行の予算はございませんが、なるべく予算も早くいただきたいというふうに考えているものでございます。

以上申し上げましたが、非常に雑駁でございますので、細部は担当から説明いたしますので、よくお聞き取りをいただきたいと思います。大変失礼なお願いを申し上げます。御了承のほどをお願いしたいと思います。

○企画財政部長（浅見裕康君）

それでは私の方から、市長がいま申し上げました点について補足をさせていただきますと思います。

まず第一点の騒音コンターとのからみでございますが、御指摘のとおり、防衛施設庁のいわゆる総理府令から出ております。第一種地域というのは八十五でございます。

これと民間空港との差が非常に大きいということは御指摘のとおりでございます。

そこで現在、私どもがかんでおります防衛施設庁の対応といたしましては、できるだけ早期に民間空港と同じレベルまで持っていくという一つの姿勢を貫きまして、当面、今年中くらいにはその八十五を八十までに下げるといふような方途を講じているところでございます。また、実際には、横田基地周辺の告示は八十五の告示も行われていないわけでございます。これは非常に作業のおくれているいろいろな原因があるでしょうが、当初われわれが要望した線が全く出ていないのが事実でございますので、これにつきましても、今後也十分それらの改定につきまして、私ども努力していきたいと思っております。

あと、次のこれに関連しての個人住宅の防音工事関係でございますが、御案内のとおり現時点におきましては非常に大きな予算であると思いたしましたが、対象の数が非常に大きいということで、現在の国の予算、特に防衛施設庁のこういった予算

は、運輸省予算と比べ非常に少ないわけです。また財源的に見ましても、御案内のとおり、民間空港の場合、ジェット料金が入ってくるわけです。それを原資として個人防音工事を施工すると、財源的にもある程度余裕はございませぬでしょうか。有利な条件であるわけでございまして、防衛施設庁の予算は、少ない防衛施設関係の予算の中で、なおかついろいろな基地周辺対策に使われております。その中からここに充てるといふことで、非常に苦しい状態でございまして、現在の国の予算規模がそのまま余りふえないという前提に立ちますと、五十八年に達成しようとする目標、その達成もとてもでないが、できないというケースが起るわけで、これにつきましても、当然、私もこの目標を掲げているわけですから、一応これに即応した対応を国でとっていただくように、行くたびに申し上げている次第でございまして。

これにつきましても、年々確かに個人防音の関係につきましてもふえてはおりますけれども、先ほど市長も触れましたように、防衛施設庁の予算、特に周辺対策関係の予算にも限りがございます。したがって、こちらへたくさんいくことは、ある意味では民生安定事業、そういったものを食っていくという相関関係が出てくるわけです。したがって、絶対額をふやしていただくように、かつまた住宅防音につきましても、それ相応の目標

を掲げておるわけでございしますので、その達成のために努力するようにという話を申し上げてきているわけです。

次に第二点の調整交付金と基地交付金の関係でございしますが、市長も御説明申し上げましたように、基地対策事業は、補助対象事業とされておりますメニュー、それにも限りがあるわけですね。これは制限がございまして、それを一応踏まえまして、私どもの公共施設の整備計画をつくって実施していくということを考えたわけです。したがって、そういうものについては、すべて補助対象事項として申請をしていく。それ以外のものについては、現在許されている範囲の九条関連の事業としてやっていると、したがって、その運用上、予算をつけてくれるということもございまして、したがって御指摘いただきました周辺の地域に、九条予算がそのものずばりで充てられない結果があるわけです。

しかしながら、基地周辺の整備につきましても、全体予算の中で優先的に取り組んできているというつもりでございまして、現実にもその程度の金額は、決算上も挙がってきているという解釈をわれわれは持っております。これにつきましても、議会サイドにおきまして、特別な配慮をいただいておりますので、すでに市長の提案したものを即御承

認いただいているという事実もございます。そういう点で実質的には比率が上がってきておりませんが、ただいま挙げました理由で御了解を賜りたいと思います。

基地交付金については、市長から申し上げましたとおりでございまして、実質的には固定資産税に見合う分として自治省が算定して、私どもに交付するという一つの性質を持っております。金でございまして、現時点におきましては、すべて一般財源として使用させていただいているのが現況でございます。ただいま申し上げましたような実態でございますか、当然、われわれも認識をいたしまして、御指摘いただきましたような周辺の基地公害と申しますか、そういうものについては、今後とも議会の御理解をちょうだいしながら、あるいは御相談申し上げながら、この早期推進に当たりたいと考えております。

次のさつき園関係ですが、具体的には市民部長から補足があると思っておりますが、現在考えております基地南側一帯の国有地の借り上げについては、基地対策特別委員会におきましても陳情の折り、それぞれの時点で借地できるようお願い申し上げてきているわけです。現実には何か所か借地しておりまして、利用していることは御案内のとおりでございます。今後私どもも考えをいたしましては、基地の使用上影

響のない範囲、それをすべて市の行政区域の中を貸してもいいという話を申し上げております。現実にはまだいろいろ買収が尚早に決まらないうところもございまして、植林をしてその投資をしたというところでございまして、若干幾つかの問題点は内在しておりますが、今後長期的観点に立ちまして、できるだけ広い範囲を効率的に利用できる方途で、これに取り組んでいきたいと思っております。当面は五十四年度予算におきましては、さつき園の穴を埋めてそこを広場的にするというような名目で、当初予算に二千百万円ほど予算計上して、御議決いただいております。

これは先ほど市長が申し上げましたように、私どもの勝手なお願いでございしますが、できましたら隣の土地がここで借りられるようになりまして、その土地をそれに使わせていただく、さらに不足する分については補正予算でお願いするということを含めて、いま構想を練っている最中でございます。いずれにいたしましても、全体をできるだけ広く借りまして、効率的な事業をいたしまして、防衛施設庁とさらに具体的な折衝に当たっていきたいと、かように考えております。

以上私の方から市長答弁に対する報告を申し上げますが、ほかの部でお答

えいたしますので、また後ほど足りない部分についてはお答えいたします。

○建設部長(齊藤多市君)

私の方から二点にわたりまして補足いたします。

福生市の宅地開発指導要綱でございますが、御承知のように開発指導につきましては、要綱行政という形で、法律や条例以外の行政指導を行っているわけでございます。これらの周辺住民との苦情の中で日照問題、電波障害問題、工事中の騒音等につきまして、法的に拘束力のないものにつきまして、担当といたしましてもそれらの指導は現在まで行ってきたところでございます。

福生市では昭和四十九年から施行しているわけですが、先ほど市長が申し上げましたように、すでに百件余のものにつきまして開発指導を行っておりますが、ほとんど周辺住民と妥協してきたわけでございます。しかしながら先ほど御指摘のように、福東地区におきまして、現在電波障害につきまして周辺住民と妥協できないことがございまして、それらにつきましても、現在担当といたしまして共同アンテナ設置協定書を作成いたしました。現在事業主に提示をしているところでございまして、これにつきましても近く調印できるものと思われまします。

なお、御承知のように武蔵野市のマンション紛争裁判でも、御案内のとおり自

治体の公権力行使が問題となつているところでございしますので、これらの裁判の推移を見ながら、福生市といたしましても市民が安心して生活できるよう開発指導を行つてまいりたいと思ひます。

それから、殿ヶ谷分水の遊歩道工事計画がございしますが、先ほど市長が申し上げましたように、殿ヶ谷分水につきましては維持管理は市町村、許認可権は東京都、底地権が国、水利権が水利組合というふうに、管理、権利等が、くそうしておるわけでございます。これらの関係につきまして、現在折衝を行つておるところでございしますが、ようやく東京都の方で公有水面の使用という形で許可がおりる段階になっております。これには水利組合との承諾書が必要となつておりますので、現在、立川市を通じて、この承諾書について水利権の組合長に対して要望をしておるところでございます。

なお、市長が先ほど申し上げましたように、本年度設計費が二百万円計上されておりますので、近日中にこれを発注して、事業費等の算出を行ひまして、早い時期に事業着手できるように努力してまいりたいと思ひます。

○市民部長(生子国利君)

仲村先生のさつき園の跡地の問題で、先ほど企画財政部

長からも大要を申し上げたのですが、現在のリサイクルセンターの計画を立てている地域は十年ほどこか穴が持たないということで、私の方も施設の関係から埋め立ての減少を図ってきたわけですが、さつき園につきましては、すでに五十四年三月に協定が切れております。そこでこのしる九月あるいは十月ごろまでに、これの埋め戻しをするというお約束になっておりまして、それについて現在埋め立てに入ったわけですが、しかし各町会あるいは施設等の関係から埋め立てを減少しております。したがって、さつき園そのものは、先ほど市長が申し上げましたとおり、約一年以上もつうではないかという判断をしたわけですが、いずれにしても、自区内処理の原則に立っております。

不燃物の埋め戻しにつきましては、これ以上福生市においてはもうないと考えております。将来にわたって、このごみにつきましても国の施策そのものが十年の間に解決できれば、このごみの問題は解決できますが、それまでの間、何としても福生市としては自区内処理しなければならぬという見地に立ちますと、どうしても現在在のさつき園を、まだ使えるならば、使わせていただきたいというふうに担当は考えておるわけですが、先ほど市長が申し上げましたとおりのいろいろの事情もあるかと思いますが、われわれの方からもまたお願い申し上げます。その内容的にぜひ

とも御理解願って御協力のほどをお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長(小林菊三君)

二時十五分まで休憩いたします。

午後二時三分

休憩

午後二時十六分

開議

○議長(小林菊三君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○二番(仲村清信君)

自席から発言をさせていただきます。

質問の第一項の横田基地航空機騒音対策について、この件につきまして市長から市民に対する御配慮を承りました。

実は私、六月十一日に防衛施設方へ二名の国会議員を交えての話し合いに行っていました。その席で防衛施設方側から、担当官が出席された席におきまして、私は環境基準の達成につけて、民間住宅の防音工事について、この二点について質問をしてみました。その中における回答を申し上げます。この二点については、市長さんの方の御回答と时期的なずれがあるかために、国の方

の考え方がいまだ少し前進しておる回答をいただいておりますので、今後の市の政府への働きかけによりよく御配慮願いたいと思います。

と申しますのは、横田基地周辺における航空機環境基準は、先ほど申し上げましたように、七十の騒音のところまでをやっていききたいと、これは五十八年度を目標に国は考えております。そしてこれは民間空港だけでなく、自衛隊等の基地についても考えておるといふことの回答をいただいておりますので、線引きにつきましても、強力な要請をされるならば、この環境基準達成が、福生市全体が対象地区として全室防音工事がなされるのではないかと、いふふうに考えております。ひとつこの点を十分調査されて、その市民のために環境基準の達成をされるよう、強くお願い申し上げたいと思います。一項については、これで終わらせていただきます。

第二項につきましては、先ほどの市長さんのものの考え方、それから担当の部長さんからの御説明をいただきまして、納得した点もございしますが、いずれにいたしましても防衛施設周辺住民が今後とも納得のいくような市行政を実施されるよう強く望みます。二項についても終わらせていただきます。

三項の宅地開発等指導要綱につきましては、これは私もいつどのような形でこ

ういった指導要綱を無視した業者のために被害をこうむるかということ、いつも心配しておるわけでございます。これは市民の生活環境の保全ということで、ますます重要なものではないかと考える折に、この武蔵野前市長のとられたこの裁判における成り行き等を見定めて、たとえばこれが無罪判決というふうなものをから得たならば、今後市民のために強い姿勢で臨まれることを望みます。三項について終わらせていただきます。

四項のさつき園の跡地と殿ヶ谷分水については御説明をいただきまして、さつき園はすでに地元との協定の期限が切れておるといふこと、ございしますので、この点、地域との早急な話し合いをお願いしたいと思っております。同時に、隣接した場所に大きな敷地をもった広場をというふうなことでございしますので、これは市民にとっても、また地域住民にとりましても、狭い所よりは広い所が利用できるというところは、非常に結構なことではないかと考えるわけでございまして、この点につきましても、市の方からさつき園の協定を兼ねての説明の会議に、地域住民への御説明をお願いしたいと思っております。

なお、さつき園につきましても、私個人とすれば、現在の福生市リサイクルセンターも非常にオートメ化した機械によって稼働しておるわけでございしますけれども、機械でこ

ございますから、一たん故障が発生したときには、市民の不燃物処理が何日間というふう
に止まってしまうという危険性もあるわけでございまして、現在のさつき園が満杯
になるまで、地域住民との話し合いを積極的に進めて、このスベアーの場所として確
保されることが、市民全体の利益につながっていくのではないかと、かように考える次第で
ございます。

また、殿ヶ谷分水につきましても、設計予算等をとっていただいて、その準備が進め
られておるといふ御回答でございしますので、地域住民も喜んでこの計画に協力が
されるのではないかと、いふうに考えます。

以上、私の回答をいただきましたものに対しての発言を終わらせていただきます。全
体の質問を閉じさせていただきますと思います。

○議長（小林菊三君）

次に九番小野沢 久君。

（九番 小野沢 久君登壇）

○九番（小野沢 久君） さきに通告いたしました三点につきまして、一般質問をさせていた
だきます。何せ私も初めての一般質問でございまして、先輩議員さんが取り上げま
したことを、また的はずれ等ございしますが、御理解いただきまますようお願い申し上げ

ます。

第一点目でございしますが、境界変更に伴う諸問題についてお尋ねいたします。

羽村町と加美平地区の境界変更につきましては、昭和四十三年に羽村町と覚
書が交わされたと聞きますが、すでに十年たっております。また、せんたつでは各位
の御努力によりまして、加美平地区の町名変更も完了いたしました。そろそろ実
施の時期にきていると思ひますが、現在までの経過と、今後についてお尋ねいたしま
す。また境界変更が実施されますと、当然、小中学校の通学区についても変更され
るものと思ひますが、該当する児童、生徒はもとより、親にいたしましても転校とい
うことになりますと、大変大きな問題だと思ひます。通学区についてどう対処してい
くのかお聞かせください。

第二点目でございしますが、広報無線についてお伺いたします。

現在、市内には無線によるものが十八カ所、有線によるものが三カ所、計二十一カ所
設置されております。そして火災の連絡、迷子、あるいは定時放送等に活用されて
おり、それなりの成果を挙げていると思ひます。また地震等の緊急事態のとき
には、唯一の広報手段として活用されると思ひ、大変重要な役割りをすると思ひ

ます。先般行われました世論調査によりまして、三四%の人が聞かないので聞か
えるようにしてほしいと言っております。また、一部にはうるさいという意見もあるといふこ
とを踏まえまして、この聞き取りにくい地域の対策についてどう考えているのか。また
運用についてその基準がどうなっているのかお尋ねいたします。

第三点目でございますが、工場誘致についてお尋ねいたします。

現在、福生の第二中学校の脇、六メートルの道をはさみまして羽村町でござい
ます。町工場の誘致のため四千九百平方メートル余りの造成工事が行われてお
ります。いまは羽村町ですが、さきに質問いたしました件と関連いたしますが、いずれ
は福生に編入されるということを踏まえますと、無関心ではいられません。また、余
りにも中学校に近いので、どのような影響があるかわかりませんので、その規模等
内容についてお尋ねいたします。

以上三点ですが、第一回目の質問にさせていただきます。

よろしく御回答くださいますようお願いいたします。

(市長 石川常太郎君 登壇)

○市長(石川常太郎君) 小野沢先生の質問にお答え申し上げます。

羽村町との境界変更でございますが、先生がお述べになりましたように、昭和四
十三年の二月に福生町議会並びに羽村町議会におきまして、全員協議会に提
案いたし、四十三年の三月に両議会とも御決定をいただいたわけでございます。

実はいまの認識といたしますと、余りにも早かったのではないかと、いうお考えかもしれま
せんけれども、これは私の無力のしかうしむるところでございしますが、加美平の区画整理が非
常に延長いたしましたして、十七年にわたる工期になってしまったわけでございます。議会を
初め権利者の方、市民の方に大きな御不便と不利益を与えてしましまして、私の責
任は非常に重いのでございますけれども、とにかく加美平の区画整理が予想よりはるかに
長期間かかったということでございます。そのような関係で、四十三年ごろそろそろという
ことで、この協定を結んだわけでございます。その後、大したことなく現在まで進
んでまいったわけでございますけれども、私どもの加美平区画整理もこの夏までには
完成の祝いもできるような状態になりましたので、羽村との境界についてもすべての
事務手続を終わりたいという考え方でございます。

実は、本定例会の最終日にお願いを申し上げたいと思つていたのでございしますが、
これから議運の委員長さん、議長さんにお願ひしようと思つておりますが、最